$E_{令5}$＝0.00665

算式ＸＸⅢ

$$\frac{B_{令2} \times C_{令2}}{553円 \times A}$$

算式ＸＸⅢの符号

A　測定単位の数値

$B_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$C_{令2}$＝0.03011

算式ＸＸⅣ

$$\frac{B_{令5} \times C_{令5}}{553円 \times A}$$

算式ＸＸⅣの符号

A　測定単位の数値

$B_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した幼稚園若しくは特別支援学校の大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費又は公立認定こども園に係る就学前教育・保育施設整備交付金事業のうち特別防犯対策施設整備工事に充てるため令和５年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債に係るものの額に相当する額

$C_{令5}$＝0.00655

算式ＸＸⅡ

$$\frac{B_{令2} \times C_{令2}}{543円 \times A}$$

算式ＸＸⅡの符号

A　測定単位の数値

$B_{令2}$　国庫の補助金を受けて施行した公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費に充てるため令和２年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（同年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち特別支援学校（小学部、中学部及び高等部に限る。）に係るものの額に相当する額

$C_{令2}$＝0.00149